

鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、事業を行う事業者、入林する者等を事故から守るための「安全遵守事項」は、下記のとおりです。

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の「安全遵守事項」を厳守して、絶対、事故を起こさないよう御注意願います。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により、入林する前日（平日）までに入林日と入林場所を御連絡願います。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。
立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」等の標識を設置しています。
- 3 車両ごとに車内の見やすいところに「入林届」の写しを掲示して下さい。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に「注意喚起看板」を掲示して下さい。
- 5 他の森林管理署の管内に入林する場合は、当該森林管理署においても同様の入林の手続きをして下さい。
- 6 一般の方が入林している場合がありますので、十分御注意願います。
- 7 入林される際には、火気に十分注意し、山火事予防に御協力下さい。
- 8 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、日光森林管理署では責任を負いませんので、十分御留意願います。
- 9 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストラップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点射撃する方法等）により捕獲するようにして下さい。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

日光森林管理署長